

本訴：平成26年（ワ）第29256号 損害賠償請求事件

反訴：平成27年（ワ）第25495号 損害賠償請求事件

本訴原告・反訴被告 阿部 宣 男

本訴被告・反訴原告 松 崎 参

証 拠 説 明 書 (2 1)

平成30年2月8日

東京地方裁判所民事第37部合議A係 御中


本訴原告・反訴被告訴訟代理人弁護士

小川 隆太 


同

小田川 綾音 


同

高井 信也 


同

中島 広勝 


同

永星 桂太郎 


同

細川 裕 


同

本田 麻奈弥 

同

渡邊 彰 

本訴原告・反訴被告訴訟復代理人弁護士

石原 敬之 

| 甲 | 標目 | 原/写 | 作成年月日 | 作成者 | 立証趣旨 |
|-------|------------------------------|-----|-----------|-------------------|--|
| 211 | リエアレーションによる溪流への酸素の供給と対流“拡散” | 写 | H7.11 | 北村泰一 | 原告の見解は、D値の増減についての科学的知見と一致していること。酸素は大気、水、土壌、生物などから供給され、対流による拡散が重要な役割を果たしていること。また、酸素の消費は、呼吸、分解、還元などによること。これらの要因を考慮し、酸素の供給と対流のバランスが、生態系の健全性を維持するために重要であること。 |
| 212 | 溪流における酸素の乱流拡散と混合特性 | 写 | H9 | 同上 | 原告の見解は、溪流における酸素の乱流拡散と混合特性は、流速、水深、河床の粗度、水温、酸素消費率などに大きく影響を受けること。また、乱流拡散は、酸素の供給と対流のバランスを維持するために重要であること。これらの要因を考慮し、酸素の供給と対流のバランスが、生態系の健全性を維持するために重要であること。 |
| 213 | 陳述書 | 原 | H30.1.30 | 原告 | 原告本人尋問において質問された内容に関し、平成11年度以降のホタル館の生息状況に関する回答がこれまでの説明と矛盾しないこと、平成9年までの記録方法についてはメモを前提としてその5～10倍としていたこと、生息調査時の幼虫の大きさに関する説明について矛盾がないこと、ホタルの発光器へのガンマ線照射実験について稲垣先生が極秘で関与されたこと等 |
| 214 | 放射線測定に関するガイドライン | 写 | H23.10.21 | 文部科学省・日本原子力研究開発機構 | 同ガイドラインは、除染の要否を判断するという目的のために、空間放射線量を計測する際に、地表から1m高さを計測すること等を定めたものであること。 |
| 215の1 | HP「日本分析センター」 | 写 | H30.2.5 | 日本分析センター | 環境試料等の放射能分析・測定方法の基準となる「放射能測定法シリーズ」が国により制定されていること。甲215の2のマニュアルが現在も通用していること。 |
| 215の2 | NaI(Tl)シンチレーションスペクトロメータ機器分析法 | 写 | S49 | 文部科学省 | 特定の試料の放射線量を計測する場合には、シンチレーションの距離は近接していることが求められていること。 |

| | | | | | |
|---------------|-------------|---|-----------|------|--|
| 216 の 1 | 陳述書 | 写 | H28.1.7 | 政田将昭 | 能登町がクロマルハナバチの飼育販売事業に取り組むに至った経緯、能登町が、板橋区の協力を得て、政田や中山ら能登町ふれあい公社職員にハチ飼育の研修を積ませていたこと、能登町が仕入れる女王蜂は政田ら公社職員が能登町で採取したハチを武蔵野種苗園で繁殖させたものであり、当初の能登町は、板橋区職員である原告から技術協力・指導を受けて、武蔵野種苗園から女王蜂を仕入れて、小泉製麻を通じて販売するスキームであったこと。 |
| 216 の 2 | 陳述書 | 写 | H28.1.7 | 中山幸永 | |
| 217 | 準備書面 (6) | 写 | H27.11.5 | 板橋区 | 原告が懲戒処分の取消等を求めて板橋区を訴えた別件訴訟（平成25年（行ウ）第256号）で、被告板橋区は、当初の主張を撤回し、ハチの飼育が原告の業務にあたることについて認めるに至ったこと。 |
| 218 | ホテル飼育施設飼育動物 | 写 | H22.10.22 | 原告 | 板橋区の所管課上司（エコポリスセンター桑子所長、川平係長ら）から指示を受けて作成した文書であり、原告が板橋区に対して、ホテル館で飼育していた生物について、その種類・数等を報告していたこと |

以上